

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成28年7月19日（平成28年（独情）諮問第57号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（独情）答申第42号）

事件名：特定法律事務所との間の顧問契約書等の不開示決定（存否応答拒否）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月3日付け日公総法第28-6号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

法律事務所がいかなる事件の訴訟手続に関与しているかについては、判例集で代理人弁護士の名を見れば容易に判明するところ、それによって代理人弁護士の正当な利益が害されているとはいえない。

そのため、本件不開示部分が本当に不開示情報に該当するかどうかを改めて確かめてもらうために審査請求をする。

（2）意見書

諮問庁の理由説明書（下記第3）に対し、以下のとおり反論する。

ア 文書1及び文書4について法8条に該当しないこと

（ア）文書1及び文書4の存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示したことにはならないこと

A 監査法人の場合公認会計士法34条の16の3に基づいてインターネット上で公表している「業務及び財産の状況に関する説明書類」において、被監査会社等の名称を記載している。

それにもかかわらず、監査法人の業務に特に弊害は発生してい

ないと思われることからすれば公庫が特定法律事務所 A の顧問先であるかどうかは明らかになっても同法律事務所の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

- B 弁護士は、受任している他の事件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする事件についてはその職務を行ってはならない（弁護士職務基本規程 28 条 2 号）。

本件では、①特定法律事務所 A が公庫と顧問関係にある場合、公庫を相手方とする事件を受任できないこととなるし、②特定法律事務所 A が公庫を相手方とする事件を担当している場合、公庫と顧問関係があること自体が許されないこととなる。

そのため、公庫が弁護士職務基本規程 28 条 2 号に違反する形で法律事務の提供を受けていないかどうかを情報公開制度を通じて明らかにできる必要があるといえる。

- C 京都地裁平成 7 年 10 月 13 日判決に基づく取扱いは、その後の事情変更を理由に平成 20 年 4 月 17 日付の京都市情報公開審査会答申によって変更されている（資料 1 の 1 及び 2 参照）。

そのため、同判決を根拠とするのは不当である。

- D 公庫は過去の法人文書開示決定等通知書において、特定法律事務所 D が公庫の一般競争入札に参加したことが分かる文書を開示した（資料 2 参照）。

このことからすれば文書 4 が存在しているか否かを答えるだけで、特定法律事務所 A の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

- E よって、文書 1 及び文書 4 の存否を答えるだけで法 5 条 2 号イの不開示情報を開示したことにはならないといえるから、法 8 条には該当しない。

- (イ) 文書 1 の存否を答えるだけで法 5 条 4 号二の不開示情報を開示したことにはならないこと

- A 最高裁平成 11 年 11 月 19 日判決が取り扱った逗子市情報公開条例 5 条（2）ウは「争訟の方針に関する情報」を不開示とする定めがあったようである。

しかし、法 5 条 4 号二は「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と定めており、「争訟の方針に関する情報」を不開示情報とはしていない。

そのため、最高裁平成 11 年 11 月 19 日判決は、本件とは事案を異にするといえる。

B 具体的な紛争処理や訴訟手続において公庫がいかなる法律事務所（弁護士）に代理人を依頼しているかは相手方及び裁判所にとって極めて明白な事実である。

そのため、企業にとって、いかなる法律事務所（弁護士）に紛争処理や訴訟手続等の法律事務の処理を委託するかは、訴訟の帰趨をも左右しかねない重要な意思決定であるかも知れないとしてもいかなる法律事務所（弁護士）に法律事務の処理を委託しているかを明らかにしただけで、公庫の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえない。

C 文書1の存否を答えるだけで法5条4号二の不開示情報を開示したことにはならないといえるから、法8条には該当しない。

イ 文書2及び文書3について法8条に該当しないこと

(ア) 例えば、公庫に対し平成27年度中に4つの法律事務所から受領した個別の請求書について法律事務所ごとに法人文書開示請求をした場合、弁護士費用は抹消されるのかも知れないが、個別の法律事務所からの個別の請求書自体は開示されると思われる。

この場合、公庫と4つの法律事務所との間の委任契約の存在及び弁護士費用の支払を証明する文書となるものの、そのことを理由に公庫が個別の請求書の開示を拒否するわけではないと思われる。

(イ) 例えば、公庫に対し公庫が当事者となった訴訟のうち、平成27年度中に言い渡された判決の判決書について法人文書開示請求をした場合、訴訟代理人の氏名は抹消しないで判決書が開示されると思われる。

この場合、公庫と4つの法律事務所との間の訴訟案件に関する法律事務の委託関係の存在を証明する文書となるものの、そのことを理由に公庫が個別の判決書の開示を拒否するわけではないと思われる。

(ウ) よって、上記アで述べたことをも考慮すれば、文書2及び文書3が存在しているか否かを答えただけで、法5条2号イの不開示情報を開示したことにはならないといえるから、法8条には該当しない。

(本答申では資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求の対象文書について

審査請求人が開示を請求している文書は、文書1ないし文書4である（本件対象文書）。

2 文書1及び文書4について法8条に該当すること

(1) 文書1及び文書4の存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなること

特定の法律事務所との間の顧問契約の締結の有無は、公庫と当該法律事務所との間のある程度反復継続的な法律事務の委託関係の有無を推知させる情報である。

また、公庫の競争入札において特定の法律事務所が提出した書類（文書4）の存否は、当該法律事務所の公庫案件の受注への関心の有無を推知させるとともに、公庫が入札情報を開示していること及び法律事務所という性格（提供する業務内容が特有のものであること）と相俟って、公庫の特定の種類の案件受注への関心の有無をも推知させる。

すなわち、文書1及び文書4の存否は、特定の法律事務所について、公庫が顧客であるか、公庫との関係性、公庫のいかなる案件に関与し、又は関与しようとしているのかを推知させる情報である。本件で問題となっている特定法律事務所Aは、企業法務を中心に扱う法律事務所であるところ、企業法務の市場においては、一般に、特定の法律事務所がいかなる顧客といかなる関係にあるか、いかなる顧客のいかなる案件で法的助言を提供し、又は提供しようとしているかは、当該法律事務所の選定を検討中の潜在的依頼者にとって重要な意味を有するため、慎重な取扱いを要する情報である。なぜならば、潜在的依頼者にとっては、そのような情報は、当該法律事務所の経験値や実績、当該法律事務所の注力分野等を示すものとして起用に積極的な判断資料となり得るし、逆に、例えば当該法律事務所が自社の競合他社の顧問先であったり、当該競合他社の重要な案件に関して法的な助言を提供したりしていることが明らかとなれば、そのこと自体が、当該法律事務所の起用を躊躇させる消極的な判断資料ともなり得るからである。したがって、企業法務を扱う法律事務所としては、公庫が顧客であるか、公庫との関係性、公庫のいかなる案件に関与し、又は関与しようとしているのかは、法律事務所の事業活動上の方針に関する情報に他ならず、当該法律事務所の個別の同意がない限り、原則として秘密として扱われることが通常である。

そして、法律事務所の事業活動上の方針に関する情報は、公にすることにより、当該法律事務所の競争上の地位を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する（京都地判平成7年10月13日（控訴審（大阪高判平成8年2月27日）及び上告審（最判平成8年7月19日）で是認）参照。なお、当該裁判例では弁護士名が明らかになっているが、これは処分庁が個別の判断により弁護士名を明らかにして対象文書を特定したことによるものである。これに対し、公庫は、特定法律事務所Aとの顧問契約の有無及び当該法律事務所の競争入札への参加の有無を明らかにすることにつき当該法律事務所の同意を得ていない以上、これらの事実の有無を明らかにすることはできない。）。

したがって、文書1及び文書4が存在しているか否かを答えるだけで、

法5条2号イの不開示情報を開示することとなる。

(2) 文書1の存否を答えるだけで法5条4号二の不開示情報を開示することとなること

一般に、企業にとって、いかなる法律事務所（弁護士）に紛争処理や訴訟手続等の法律事務の処理を委託するかは、訴訟の帰趨をも左右しかねない重要な意思決定であり、訴訟戦略ないし方針そのものというべきである。その意味で、公庫が特定の法律事務所（弁護士）との間で顧問契約を締結しているか否かは、公庫が争訟に対処するための一般的方針を推知させる情報である。そして、公庫を含む独立行政法人等の争訟に対処するための一般的方針に関する情報は、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条4号二の不開示情報に該当する（最判平成11年11月19日民集53巻8号1862号参照）。

したがって、文書1の存否を答えること自体が、法5条4号二の不開示情報を開示することとなる。

(3) 小括

よって、文書1及び文書4については、法8条に該当するから、その存否を明らかにしないで、審査請求人の開示請求を拒否することができる。

3 文書2及び文書3について法8条に該当すること

(1) 文書2及び文書3の存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなること

公庫が平成27年度に支払った弁護士費用の、特定の4つの法律事務所ごとに集計し、一覧にしたもの（文書2）の作成の有無は、もしそのような一覧が存在するとすれば、公庫と当該各法律事務所との間の委任契約の存在及び弁護士費用の支払を推知させるものであり、ひいては公庫と当該各法律事務所とのある程度反復継続的な法律事務の委託関係の有無をも推知させる。

一方、公庫が回収した訴訟費用に関する訴訟事件及び特定の4つの法律事務所ごとに集計し、一覧にしたもの（文書3）の作成の有無についても、もしそのような一覧が存在するとすれば、公庫と当該法律事務所との間の訴訟案件に関する法律事務の委託関係の存在を推知させ、ひいては公庫と当該各法律事務所とのある程度反復継続的な訴訟案件に関する法律事務の委託関係の有無をも推知させるものである。

上記2(1)のとおり、ある法律事務所について、公庫が顧客であるか、公庫との関係性、公庫のいかなる案件に関与し、又は関与しようとしているのかは、当該法律事務所の事業活動上の方針に関する情報であ

り、かかる情報は、公にすることにより、当該法律事務所の競争上の地位を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、文書2及び文書3が存在しているか否かを答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなる。

(2) 文書2及び文書3の存否を答えるだけで法5条4号二の不開示情報を開示することとなること

上記(1)のとおり、文書2及び文書3に係る一覧の作成の有無は、それ自体、公庫がいかなる者に紛争処理や訴訟手続等の法律事務の処理を委託しているかという、公庫が争訟に対処するための一般的方針に関する情報である。そして、上記2(2)のとおり、かかる独立行政法人等の争訟に対処するための一般的方針に関する情報は、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条4号二の不開示情報に該当する。

したがって、文書2及び文書3の存否を答えること自体が、法5条4号二の不開示情報を開示することとなる。

(3) 小括

よって、文書2及び文書3についても、法8条に該当するから、その存否を明らかにしないで、審査請求人の開示請求を拒否することができる。

4 審査請求人の見解について

審査請求人は、法律事務所がいかなる事件の訴訟手続に関与しているかについては、判例集で代理人弁護士の名を見れば容易に判明するところ、それによって代理人弁護士の正当な利益が害されているとはいえないと主張する。

しかしながら、そもそも、本件各文書のうち文書3以外は、訴訟事件に限られないものである。また、訴訟事件についても、全ての訴訟事件が判例集に掲載される訳ではないし、判例集に掲載されていたとしても代理人弁護士の氏名が省略されている場合や当事者(顧客)の名称として仮称が記載されている場合もある。したがって、法律事務所がいかなる事件の訴訟手続に関与しているかについては判例集から容易に判明するとはいえないから、審査請求人の主張はそもそも前提を欠く。

それらの点を措くとしても、公庫は、そもそもある法律事務所が具体的な訴訟事件に関与している事実の有無のみを問題としている訳ではなく、訴訟事件を含め、当該法律事務所について、「公庫が顧客であるか、公庫との関係性、公庫のいかなる案件に関与し、又は関与しようとしているのか」が明らかになることを理由として、法8条に該当すると考えるものである。

よって、上記審査請求人の主張は失当である。

5 結語

以上により、本件各文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月12日 審議
- ⑤ 同年10月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、文書1ないし文書4（本件対象文書）の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イ及び4号ニにより不開示とすべき情報を開示することになるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 当審査会において本件開示請求書の記載を確認すると、「請求する法人文書の名称等」欄には別紙に掲げる内容が記載されているのみであって、文書の内容等に関する具体的な情報（例を挙げれば、文書1については顧問契約の具体的な内容や契約の条件、文書2及び文書3については支払又は訴訟費用の回収の対象となった事件の内容、文書4については該当の競争入札案件の具体的な内容や提出された書類の内容等）は何ら記載されていないことが認められる。

このような開示請求において、該当する文書が存在するか否かを答えることによって明らかになるのは、文書1については、特定法律事務所Aが公庫と顧問契約を結んでいるという事実の有無、文書2については、公庫が特定法律事務所A、特定法律事務所B、特定法律事務所C及び特定法律事務所Dのいずれか、又はその全てに支払った弁護士費用について集計を行っているという事実の有無、文書3については、公庫が上記4法律事務所のいずれかが担当した訴訟における訴訟費用の回収額について集計を行っているという事実の有無、文書4については、特定法律事務所Aが公庫の競争入札に参加したという事実の有無（以下、各文書に係る「事実の有無」を併せて「本件存否情報」という。）のみである

と認められる。

- (2) 諮問庁は、本件存否情報は、特定の法律事務所について、公庫が顧客であるか、公庫との関係性、公庫のいかなる案件に関与し、又は関与しようとしているのかを推知させる情報であり、当該情報は当該法律事務所の個別の同意がない限り、原則として秘密として扱われることが通常である、法律事務所の事業活動上の方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法律事務所の競争上の地位を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する旨説明する。

また、本件存否情報のうち文書4に係るもの以外については、公庫が特定の法律事務所（弁護士）との間で顧問契約を締結しているか否か又は公庫がいかなる者に紛争処理や訴訟手続等の法律事務の処理を委託しているかという、公庫が争訟に対処するための一般の方針に関する情報であり、当該情報は、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公庫の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条4号二の不開示情報にも該当する旨説明する。

- (3) そこで、本件存否情報について検討すると、各文書の存在の前提となる公庫と開示請求書において名指しされた各法律事務所との契約等が存在する場合においても、本件存否情報はいずれも個々の契約等に関する具体的な情報を含むものではなく、各法律事務所の規模や対応可能な業務の範囲等を考えれば、その名称のみで具体的な契約等の内容が推知されるといったことも想定し難い。また、独立行政法人等における契約の適正化の要請から公庫を含むいずれの法人においてもその範囲等に多少の相違はあるものの契約情報の公表が行われている現状に鑑みれば、独立行政法人等との間に何らかの契約が存在すること自体が秘匿すべき顧客情報であるとも認め難い。そして、各法律事務所との契約等が存在しない場合であっても、契約等に至らなかった理由は一義的に定まるものではなく、例えば公庫との契約の有無やその件数等が法律事務所的能力等を示す指標として一般に用いられているといった特別な事情の存在も認め難いことから、各法律事務所との契約等が存在する場合、存在しない場合のいずれを想定しても、本件存否情報を公にすることにより各法律事務所に係る個々の契約等の具体的内容、ひいてはその事業活動上の方針に関する情報が推測され、当該法律事務所の競争上の地位を害するおそれがあるとする諮問庁の説明はおよそ認め難い。

また、公庫が関わる争訟等において、その当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとする諮問庁の説明についても、上記と同様の理由により、本件存否情報を公にすることにより個別の争訟等において公庫が契約した法律事務所がどのような体制や方針で臨むかといったことを把握又は推測する材料とはなり得ないのであるから、およそ認め難い。

(4) したがって、本件存否情報は、いずれも法5条2号イ及び4号ニの不
開示情報に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにしても不開示情報
を開示することになるとは認められないので、本件開示請求については、
本件対象文書の存否を明らかにして開示決定等を行うことが相当であり、
原処分は取り消すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す
ることとなる情報は法5条2号イ及び4号ニに該当するとして、その存否
を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条
2号イ及び4号ニのいずれにも該当せず、本件対象文書の存否を明らかに
して改めて開示決定等をするべきであることから、取り消すべきであると判
断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 公庫と特定法律事務所 A との間の顧問契約書（最新版）
- 文書 2 公庫が平成 27 年度に支払った弁護士費用が，法律事務所ごとに分かる文書（弁護士費用を特定法律事務所 B，特定法律事務所 C，特定法律事務所 D，特定法律事務所 A ごとに集計し，一覧にしたもの）
- 文書 3 公庫が平成 27 年度に回収した訴訟費用が，訴訟事件ごとに分かる文書（特定法律事務所 B，特定法律事務所 C，特定法律事務所 D，特定法律事務所 A ごとに集計し，一覧にしたもの）
- 文書 4 公庫の競争入札において特定法律事務所 A が提出した書類（同事務所が参加した直近の競争入札に関するもの）（入札参加者を法律事務所としている競争入札）